呉市工事監理業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。) 内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任(管理)技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任(管理)技術者は、当該指示者に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治3 2年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準処するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提訴又は調停 (第47条の規定に基づき,発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては,日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告,指示,請求,通知,報告,申出,承諾,質問,回答及び解除(以下「指示等」 という。)は,書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合においては、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録 するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日(発注者が認める場合は、その日数)以内に設計図書に基づいて業務 工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 3 第1項の規定に基づく工程表の提出は、発注者が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第42条第3項各 号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は 保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

6 第1項の規定によるこの契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、 あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者が部分払の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明した場合は、特段の理由があるときを除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得 た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなけ ればならない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた書類等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任 し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の 通知を請求することができる。

(調査職員)

- 第8条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更した ときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務を完成させるための受注者又は受注者の主任(管理)技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任(管理)技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認,設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2人以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合において、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(主任(管理)技術者)

- 第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う主任(管理)技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者 に通知しなければならない。主任(管理)技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 主任(管理)技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任(管理)技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(主任(管理)技術者等に対する措置請求)

- 第10条 発注者は、主任(管理)技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を

受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由 を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を 受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第12条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。) の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない

(設計図書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第13条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第14条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直 ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書にごびゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注 者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立合いに応じない場合には、受注者 の立合いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において,発注者は,必要があると認められると きは,履行期間若しくは業務委託料を変更し,又は受注者に損害を及ぼしたときは,必要な費用を負担しなけ ればならない。

(設計図書等の変更)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第17条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第16条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を 一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一部中止に伴う増加費用を必要としたと

き若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第17条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は 発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第18条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の 労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数 等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に 請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 (発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通 知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第19条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第22条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第23条 業務の完了前に,業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については,受注者がその費用を負担する。ただし,その損害(設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰するべき事由により生じたものについては,発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第24条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第25条 発注者は、第13条から第17条まで、第20条、第23条又は第30条の規定により業務委託料を 増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額

- の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において,設計図書の変更内容は,発注者と受注者とが協議して定める。ただし,協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は,その日数)以内に協議が整わない場合には,発注者が定め,受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協 議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第26条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、 設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知 しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、 直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。 この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第27条 受注者は、前条第2項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この条において「約定期間」という。)の日数から 差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

- 第28条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について 次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者が特 別の理由があると認めた場合を除き、業務着手後2月を経過するごとに1回を限度とし、3回を超えることが できない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、 発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。
 - 部分払金の額≦第1項の業務委託料相当額× (9/10)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後,再度部分払を請求する場合においては,第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(第三者による代理受領)

- 第29条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に 当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条又は前条の 規定に基づく支払をしなければならない。

(部分払金の不払に対する受注者の業務中止)

第30条 受注者は,発注者が第27条又は第28条の規定に基づく支払いを遅延し,相当の期間を定めてその

支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第31条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定において受注者が負うべき責任は、第26条第2項又は第28条第3項の規定による検査に合格 したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第26条第3項又は第4項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建設工事の完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反あることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りではない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じた ものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知 りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(発注者の任意解除権)

- 第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条及び第34条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約が解除されたことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて受注者にその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時 における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 主任(管理)技術者を配置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第31条第1項の履行をしないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第34条 発注者は,次の各号のいずれかに該当するときは,直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者が第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - (3) 受注者の債務の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。
 - (4) 受注者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。),同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。),暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し,又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (9) 受注者が第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- (10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」 という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - イ 受注者が独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第 96条の6又は第198条の規定による刑に処せられたとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を,受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその 支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員又は暴力団関係者であると認められるとき。
 - イ 役員等が暴力団,暴力団員,暴力団関係者,暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している と認められる法人若しくは組合等又は暴力団,暴力団員若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が暴力団,暴力団員,暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して,資金等を供給し,又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し,又は関与していると認められるとき。
 - エ アからウまでに規定する場合のほか、役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第35条 第33条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発 注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間 内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不 履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えるとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第38条 第36条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第39条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第28条に規定する部分払に係る部分については、この限りではない。

(解除に伴う措置)

- 第40条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、受注者は、発注者に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限,方法等については,契約の解除が第33条,第34条又は第42条第3項のいずれの規定によるときは発注者が定め,第32条第1項,第36条又は第37条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし,前項後段に規定する受注者の執るべき措置の期限,方法等については,発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が 民法(明治29年法律第89号)の規定に従って協議して決めるものとする。

(損害金の予定)

- 第41条 発注者は、第34条第10号の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除 するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払 うよう受注者に対して請求するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害金の額が同項に規定する金額を超える場合において、発注者が当該超える部分の金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、第26条第3項から第5項までの規定により当該業務報告書の引渡しを受けた後も適用されるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第33条又は第34条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第33条又は第34条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の 規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から第28条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率をもって計算した額とする。
- 6 第2項の場合において,第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている ときは,発注者は,当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であると き。
- 2 第27条第2項若しくは第28条第5項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては,受注者は, 未受領金額につき,遅延日数に応じ,支払遅延防止法の率をもって計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(保険)

第44条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付している ときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(相殺)

- 第45条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。この場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において,充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(暴力団等からの不当介入行為の排除)

- 第46条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入行為を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に 報告するとともに、所轄の警察署に届けなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入行為の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務工程に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、発注者との業務工程に関する協議を行った結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、 第19条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うものとする。

- 5 受注者は、暴力団等から不当介入行為による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するととも に、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受注者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務工程に関する協議 を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第19条の規定により、 発注者に履行期間延長の請求を行うものとする。この請求には被害届受理証明書を添付すること。

(紛争の解決)

- 第47条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったとき に発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、主任(管理)技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から 業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争に ついては、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決 定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後で なければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第48条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(個人情報等取扱特記事項)

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務(以下「本件業務」という。)の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等(以下「個人情報等」という。)の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令(条例及び規則を含む。)の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受注者は、本件業務の処理に従事する者(以下「業務従事者」という。)が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

- 第3条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。
- 3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう 監督しなければならない。
- 4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所等」という。)を定めるとともに、 作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

(持ち出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「個人情報等資料」という。)を作業場所等から持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若 しくは複製し、又は加工してはならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本件業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

(利用の制限)

第7条 受注者は、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を受注者の内部において利用してはならない。

(提供の制限)

第8条 受注者は、この契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て本件業務の主体的部分以外の部分を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

- 第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する事項について、当該第三者(以下「再受託者」という。)と書面により約定しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外 なく禁止しなければならない。

(報告及び検査)

- 第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、受注者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- (1) 契約期間が1年以内の場合
- (2) 遠隔地, 感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合
- 3 受注者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査(報告書の提出に代える場合を含む。)を実施する場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等資料の返還等)

第12条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは 作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは 解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又は その他の方法により処理するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は受注者の個人情報等の取扱いが不適当であると認められるときは、この契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。